

三重県青少年健全育成条例(抜粋)

昭和46年12月24日
三重県条例第62号

施行 昭和47年3月1日(附則)

改正 昭和47年 3月31日 三重県条例第 4号

改正 昭和49年 8月 2日 三重県条例第39号

改正 昭和51年 3月29日 三重県条例第 9号

改正 昭和52年 3月28日 三重県条例第10号

改正 昭和57年 7月 2日 三重県条例第25号

改正 昭和59年 3月29日 三重県条例第 7号

改正 昭和61年 3月31日 三重県条例第 7号

改正 平成 3年12月25日 三重県条例第32号

改正 平成 7年 3月15日 三重県条例第 6号

改正 平成 7年 3月15日 三重県条例第17号

改正 平成 8年 6月28日 三重県条例第31号

改正 平成10年 1月23日 三重県条例第 1号

改正 平成10年 3月27日 三重県条例第17号

改正 平成11年12月24日 三重県条例第55号

改正 平成12年 3月24日 三重県条例第24号

改正 平成12年 3月24日 三重県条例第60号

改正 平成12年 7月13日 三重県条例第65号

改正 平成13年12月25日 三重県条例第75号

改正 平成15年 7月 1日 三重県条例第34号

改正 平成17年10月21日 三重県条例第67号

改正 平成18年 3月28日 三重県条例第27号

第2章 健全育成に関する県の施策

(表彰)

第10条 知事は、次に掲げるものを表彰することができる。

- 1 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- 2 青少年の健全な育成のために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの